

少年鑑別所のしおり



法務省矯正局

少年鑑別所とは

■ 成り立ち

昭和24年の少年法及び少年院法の施行により発足し、平成27年施行の少年鑑別所法(平成26年法律第59号)に基づき業務を行っています。

各都道府県庁所在地など、全国で52か所に設置されています。

■ 設置目的と業務の概要

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと、②観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする、法務省所管の施設です。

● 鑑別

鑑別は、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、対象者の非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示すことを目的として実施します。

● 観護処遇

観護処遇とは、少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全て(鑑別を除く。)をいいます。観護処遇に当たっては、情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた適切な働き掛けを行うことによって、その健全な育成に努めています。

● 地域援助

「法務少年支援センター」として、非行・犯罪の防止に関する専門的な知識や技術を幅広く活用して、一般の方々や関係機関・団体からの依頼に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた様々な活動を行っています。

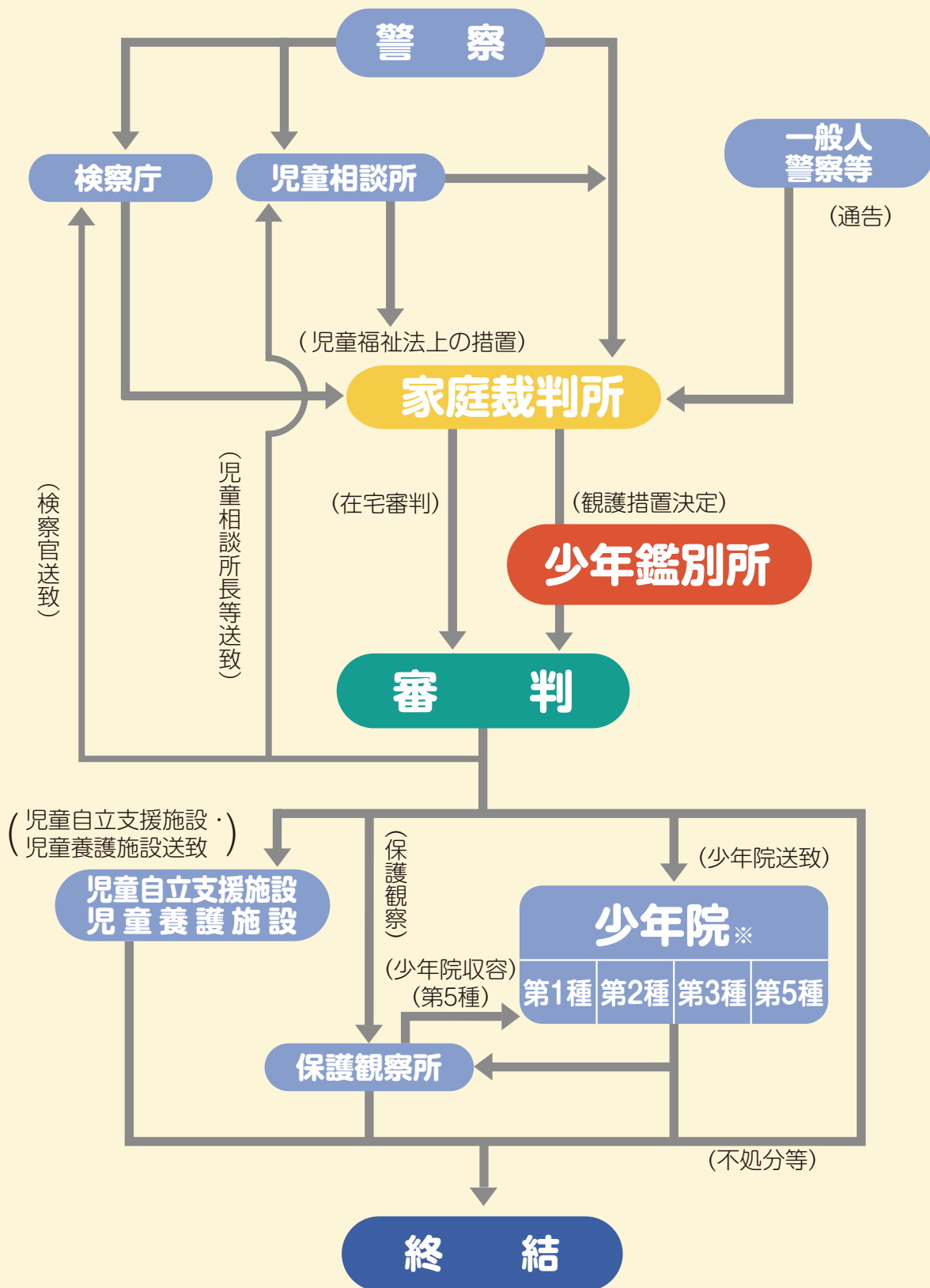
■ 少年鑑別所視察委員会

少年鑑別所には少年鑑別所視察委員会が置かれています。

社会一般の方からの意見を聞き、それを少年鑑別所の運営の向上に役立てることを目的とするものです。施設運営の透明性を確保し、社会に開かれた少年鑑別所の運営を目指すものでもあります。



少年審判と処遇の流れ



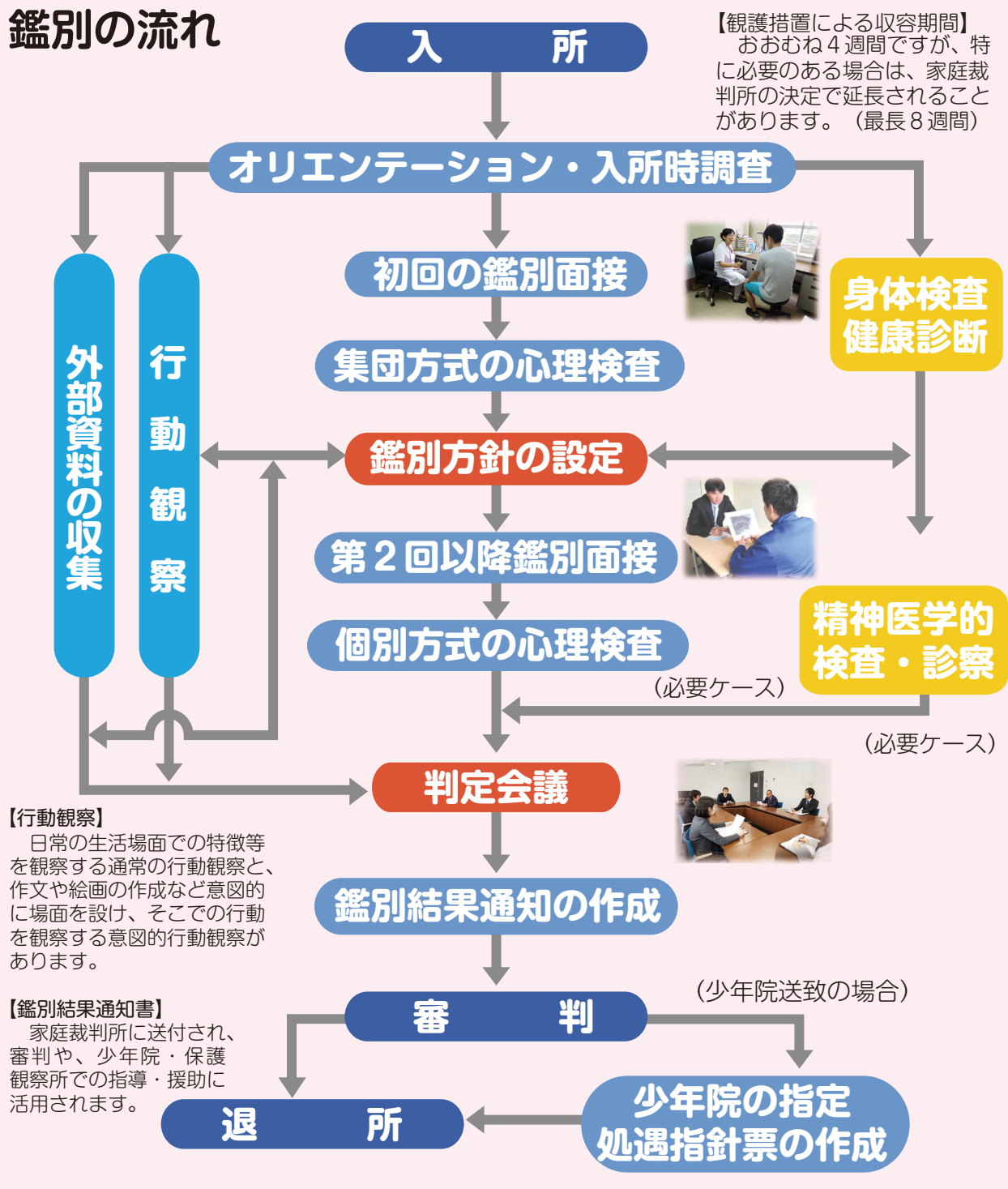
※ 少年院には、このほかに少年院において刑の執行を受ける者を収容する第4種少年院があります。

鑑別とは

■ 家庭裁判所の求めにより、観護の措置が執られて収容した者に対して行われる鑑別（収容審判鑑別）の流れは下図のとおりです。

このほか、家庭裁判所からの求めにより、少年鑑別所に対象者を収容せずに行う鑑別（在宅審判鑑別）、少年院、保護観察所、児童自立支援施設・児童養護施設、刑事施設等からの依頼に応じて、保護処分の執行等に資するための鑑別（処遇鑑別）を実施しています。

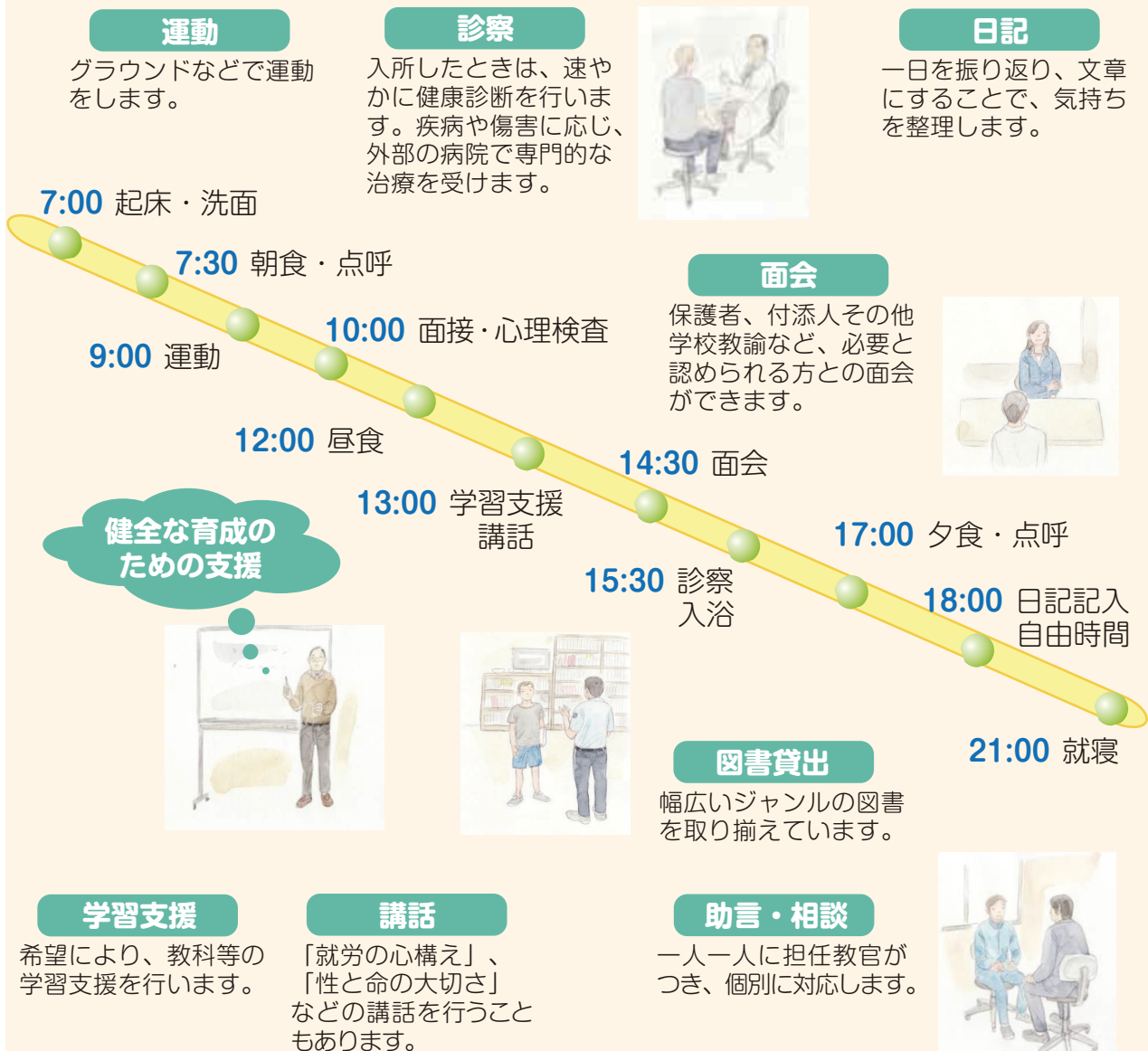
鑑別の流れ



観護処遇とは

- 観護の措置が執られて収容された少年は、落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう、規則正しい生活を送ります。
- 少年鑑別所では、少年の健全な育成への配慮として、その自主性を尊重しつつ、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等に関する助言・指導を行っています。
また、少年の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むための知識及び能力を向上させることができるよう、学習を支援したり、読書、講話、季節の行事等の機会を設けたりしています。

少年の一日の過ごし方（例）



※イラストは、民間の協力者から提供いただきました。

地域とともに

- 少年鑑別所は「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期のこどもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、次のような御依頼に対応しています。

相談をされた方や内容についての秘密は守られますので、安心してお気軽に御利用ください。

- **カウンセリング・心理相談**

非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係の悩みなどについて、御本人や御家族などからの相談に応じています。

- **発達・性格等の調査**

性格検査や適性検査など、様々な心理検査の中から相談内容に合わせて適当なものを実施しています。

- **研修会、講演会などへの講師派遣**

学校、各種機関・団体の主催する研修会、講演会などで、非行や子育ての問題についての説明、青少年に対する教育・指導方法についてのコンサルテーションなどを行います。

- **法教育の実施**

児童や生徒などに対して、少年事件の手の流れ、非行・犯罪（薬物乱用、暴力、万引）の防止などについて分かりやすく説明します。

- **相談の方法**

直接、法務少年支援センターにお越しいただくか、お電話での相談にも応じています。

受付はお電話で行っています。メールでの相談受付を行っている法務少年支援センターもあります。

- **相談料**

利用は無料です。



中学校での講演の様子



専用の相談室



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、こどもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を含めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見をもって、地域社会に貢献しようとする姿勢を示しています。

少年鑑別所 Q & A

Q 少年鑑別所でも少年の教育を行っているのですか。

A 少年鑑別所は、少年院とは異なり、少年を教育する施設ではありませんが、少年の健全育成への配慮として、生活態度に対して助言・指導を行ったり、希望する少年に対しては、学習等の機会の提供などを行ったりしています。

Q 食事は少年鑑別所で用意しているのですか。

A 毎日の食事は、少年鑑別所で用意します。成長発達期にある少年たちのため、栄養のバランスが取れた献立となるよう工夫しています。

Q 少年鑑別所の見学はできますか。

A 少年鑑別所の役割や、少年保護手続の流れなどについて理解を深めていただくため、参観をお受けしています。最寄りの少年鑑別所にお問い合わせください。

少年鑑別所で働く職員

～非行・犯罪臨床の専門家として～

● 法務技官（心理）

少年に対して、面接や各種心理検査を行い、知能や性格等の資質上の特徴、非行に至った原因、今後の処遇上の指針を明らかにします。鑑別の結果は、家庭裁判所の審判や少年院・保護観察所等における指導に活用されます。

また、審判決定により、少年院に送致された少年や保護観察処分になった少年にも、専門的なアセスメント機能をもって継続的に関与します。

● 法務教官

少年に対して、生活全般を見守り、心情の安定を図りつつ、面接や行動観察を実施します。

具体的には、日常生活の様子や課題への取組など、各場面での行動傾向や、その変化などに着目し、少年に対する働き掛けの手掛かりなども探っていきます。

● 法務省人間科学系体験プログラム ●

※採用情報の詳細については、法務省
矯正局職員採用サイトをご確認ください。
(<https://www.moj.go.jp/moj/KYOUSEI/SAIYO/index.html>)



少年院や少年鑑別所では、大学生・大学院生を対象に、法務省人間科学系体験プログラム（法務教官・法務技官）を実施しています。応募方法等については、ホームページをご覧ください！



全国の少年鑑別所

札幌	011-784-7441
函館	0138-51-5652
釧路	0154-41-5808
旭川	0166-31-5468
青森	017-776-5118
仙台	022-286-2311
盛岡	019-647-2206
山形	023-642-3444
秋田	018-862-3771
福島	024-557-6561
水戸	029-251-3038
宇都宮	028-648-5062
前橋	027-233-3183
さいたま	048-864-5858
千葉	043-253-7741
東京	03-3931-1141
東京西	042-500-5271
横浜	045-841-2525
新潟	025-266-2442
甲府	055-241-1881
長野	026-232-6144
静岡	054-281-3208
金沢	076-231-1603
岐阜	058-231-5040
名古屋	052-721-8432
富山	076-429-4884

福井	0776-25-5036
津	059-228-3556
大津	077-537-1011
京都	075-751-7111
大阪	072-233-3326
神戸	078-351-0761
奈良	0742-22-4829
和歌山	073-425-5369
松江	0852-21-3154
岡山	086-281-1171
広島	082-244-3388
鳥取	0857-23-4441
山口	083-922-6518
徳島	088-652-5606
高松	087-834-1770
松山	089-952-2841
高知	088-872-9283
福岡	092-541-7934
小倉	093-965-1112
佐賀	0952-26-2281
長崎	095-846-5600
熊本	096-325-4131
大分	097-534-7576
宮崎	0985-27-5566
鹿児島	099-254-3347
那覇	098-862-4606

※ 法務少年支援センターについては、
法務省ホームページもぜひご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/KANBETU/>



【全国共通相談ダイヤル】

0570-085-085

※最寄りの法務少年支援センターに
つながります。

(ナビダイヤル使用につき、定額プランの携帯電話でも別途料金が発生します。)